

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の整備等の推進

(1) 下水道事業を計画的に普及拡大するとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置を講じること。

また、下水汚泥の資源化の更なる推進のため、支援措置を拡充すること。

(2) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想については、同策定マニュアルに定める未整備地区の施設整備期間を地方の実情に合わせた期間とするとともに、各種污水处理施設の役割分担のもと、構想実現に向けた支援策を講じること。

(3) 下水道事業経営の健全化を図るため、高資本費対策としての公営企業繰出金に係る地方財政措置を拡充すること。

また、資本費平準化債の見直しに伴う経過措置を継続すること。

2. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業に係る財政措置を講じること。

3. 一部地権者の同意が得られない私道への公共下水道の敷設が円滑に推進するよう対策を講じること。

4. 下水道の普及を促進するため、末端管渠整備に係る財政措置を講じること。

5. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設整備に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。